

迷子札を装着しましょう！！

動物愛護センターには、飼い主などから毎年数百件の行方不明になった犬・ねこの相談があります。

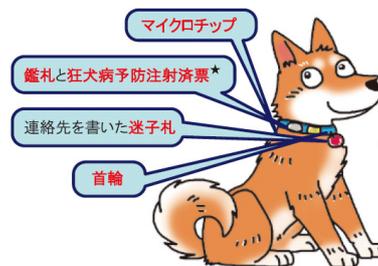
しかし、所有者の明示（犬鑑札・迷子札などの装着）していた例はほとんどなく、動物愛護センターが収容した所有者不明の犬・ねこの多くが致死処分されています。

万一、愛犬・愛ねこが行方不明になっても、大好きな飼い主さんの元へ確実に戻れるよう犬鑑札、迷子札、マイクロチップなどの装着をお願いします。

所有者明示の方法

- ・犬鑑札・狂犬病予防注射済票を装着する。

（狂犬病予防法で犬の飼い主は装着義務があります。）



- ・迷子札（住所・氏名・電話番号を記入）を装着する。



例：迷子札（表）



例：迷子札（裏）

- ・マイクロチップ（動物の個体識別等を目的とした電子標識器具です。装着については、お近くの動物病院へお問い合わせください。）



マイクロチップ

（環境省のリーフレットから抜粋）

広島県動物愛護センター

〒729-0413 三原市本郷町南方8915-2

TEL : 0848-86-6511 FAX : 0848-86-3720